

横浜市瀬谷区地区センター及び老人福祉センター指定管理者選定委員会要綱

制定 平成 22 年 6 月 7 日 瀬地振第 407 号（区長決裁）

（設置）

第 1 条 この要綱は、横浜市瀬谷区地区センター及び老人福祉センターの指定管理者の指定に関する要綱（平成 22 年 6 月 日制定）第 5 条の規定に基づき設置する横浜市瀬谷区地区センター及び老人福祉センター指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、横浜市瀬谷区地区センター及び老人福祉センター（以下「地区センター等」という。）を管理運営する指定管理者の指定に関する次の事項を所掌する。

- (1) 公募要項に関すること。
- (2) 選定基準に関すること。
- (3) 応募書類の審査、評価に関すること。
- (4) 指定候補者及び次点候補者の選定に関すること。
- (5) 選定結果の瀬谷区長（以下「区長」という。）への報告に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、5 人以内の委員をもって組織し、委員は区長が委嘱する。

2 委員は、有識者、学識経験者、その他区長が必要と認める者をもって充てる。

（任期）

第 4 条 委員の任期は、区長が委嘱した日から、地区センター等にかかる指定管理者が指定された日までとする。

（委員長）

第 5 条 委員会に委員長を 1 名置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員（委員長を除く）の過半数をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月 25 日横浜市条例第 1 号）第 31 条の規定に準じ会議は公開とする。ただし、委員長の認めた場合は会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（関係者の出席等）

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(審査)

第8条 委員会は、地区センター等の指定管理者の公募に参加したものについて、指定管理者の選定基準に基づき審査し、区長に意見を述べるものとする。

(委員の責務)

第9条 委員は、公正、公平に審査を行わなければならない。

2 委員は、公募に参加したあるいはしようとするものに関与してはならない。また、委員が関与するものが公募に参加したことが判明したときは、委員会は委員が関与したものを選考対象外とする。

3 委員は、選考のうで知り得た団体や個人に関する情報を外部に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、瀬谷区総務部地域振興課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月7日から施行する。

(要綱の廃止)

2 次に掲げる要綱は廃止する。

横浜市瀬谷区地区センター及び老人福祉センター指定管理者選定委員会要綱

(平成17年3月31日)